

「他の都道府県選手登録」について

◇実施の背景、狙い

過去の事案において、県外移籍、大会期間中の移籍によりトラブルが発生、未然防止のための可視化を義務付け、抑止効果、並びに運営のスムーズ化を図ることを狙いとする

◇対象

県外の都道府県在住メンバー

- ・移籍のメンバー、
- ・最初の所属が千葉県内チームであっても県外在住メンバー のいずれも対象

◇手続き 以下の段取りで進める

1. 指定の「別記加盟団体登録及び個人登録規程他都道府県在住選手報告様式」を使用し理事長に予選申し込み前に提出
2. 理事長に集まった報告書を競技委員長により指定の「他の都道府県在住選手登録一覧」に纏める

◇運用 以下の流れで試合の当日まで含め運用する

1. 纏った一覧表を、予選開始前に支部長に配布
2. 大会当日、記録員による IFへの記載(チェック)、その後、審判員による記載メンバーの事前確認を実施し試合に臨む
3. 尚、選手登録においては、他府県メンバーは、「ベンチには 1/3 以内」、「コート上では 2 名以内」とする

◇ルール違反への対応（チームが報告しなかった場合の対応）

令和 2 年度の日本小学生バレーボール連盟における 選手の登録・移籍に関する運用について【連絡】に、以下の文面があります。

「なお、報告がない場合は、日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程第 5 条に基づき、都道府県小連は処分を行うことができる。」

合わせて、登録規程第 8 条に当てはまる事案になります。

「第 8 条(懲罰)登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟または都道府県小連が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

できるだけ、アンテナを高くし、情報収集をしながら、処分を受けなくてはならない状況を防ぐようにしていくことが重要。

以上